

福島県高柴ダム発電所で発電する電力の売却

仕様書

令和 7 年 1 月 2 日

福島県

目次

第1章 総則

- 1 適用
- 2 対象発電所
- 3 契約期間及び売却期間
- 4 売却電力
- 5 発電計画
- 6 発電の停止及び制限
- 7 設備の定期点検、修繕等に伴う発電停止

第2章 電力量料金

- 1 電力量料金の算定
- 2 電力量料金の支払
- 3 非化石価値の取扱い
- 4 容量市場の取扱い
- 5 統系連系受電サービス料金の取扱い

第3章 その他

- 1 託送供給等の契約
- 2 記録
- 3 運用申合書の作成
- 4 法令等の遵守
- 5 守秘義務
- 6 その他

別紙1 平成31年度から令和3年度までの月別売却実績電力量

別紙2 平成31度から令和3年度までの1時間コマ毎の実績値

別紙3 発電停止計画

第1章 総則

1 適用

本仕様書は、福島県が実施する高柴ダム発電所で発電する電力の売却に適用する。

2 対象発電所

発電所名	高柴ダム発電所
所在地	福島県いわき市田人町旅人字井戸沢 227-1
最大出力	1,600 kW
標準電圧	6,600 V
発電種類	水力
発電形式	ダム式

- (1) 対象発電所は、FIP認定の発電設備として、令和8年4月に運転を開始する予定の発電所であるが、認定手続きに時間を要し、令和8年4月から運転開始出来ない場合は、その開始時期について別途協議する。
- (2) 対象発電所は、高柴ダムの運用に従属して発電するため、受注者（以下「買受人」という。）の要請による運転変更は行わない。
- (3) FIP基準価格（見込）は以下のとおり。
FIP基準価格：23円（消費税及び地方消費税（以下「消費税等相当額」という。）を含まない。）

3 契約期間及び予定売却期間

(1) 契約期間

契約締結の日から令和13年6月30日まで

(2) 予定売却期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

4 売却電力

福島県は、高柴ダム発電所で発電する電力のうち、発電所内及び高柴ダムで使用する電力を除いた全量（以下「売却電力量」という。）を買受人に売却する。

(1) 予定売却電力量

別紙3「発電停止計画」等を加味した年間6,970,000 kWhにより、総予定売却電力量は34,850,000 kWhとする。

なお、高柴ダム発電所は水力発電所であり、気象等により売却電力量が変動することから、実際の売却にあたっては当該売却電力量を保証するものではない。

また、売却電力量が気象等により増減した場合でも、買受人はその全量を購入するものとする。

(2) 過去の月別売却電力量実績

平成31年度から令和3年度までの月別売却電力量の実績及び1時間毎の実績は、それぞれ別紙1、別紙2のとおり。

(3) 売却電力量の計量

売却電力量の計量は、計量法（平成4年法律第51号）の規定に従った取引用電力量計及びその他計量に必要な付属装置及び区分装置（以下「電力量計」という。）により原則として一般送配電事業者が毎月末日24時に行うものとする。

計量期間は、毎月1日0時から同月末日24時までとする。

5 発電計画

(1) 発電計画の作成

福島県は、一日の運転パターン及び電力量予測（以下「発電計画」という。）を作成する。なお、買受人の都合による運転計画の変更は行わない。

(2) 発電計画の通知

福島県は買受人に対し、発電計画を電子メール等にて通知する。

通知期限等は、以下のとおりとするが、詳細は協議により決定する。

通知期限 毎日8時まで

通知内容 当日8時～24時の30分毎の発電電力

翌日0時～24時の30分毎の発電電力

ただし、気象状況等により発電電力量が変動することから、通知した発電計画と実績値が相違する場合がある。

6 発電の停止及び制限

次の事由により、福島県は発電を停止又は制限できるものとする。

また、次により発電計画の通知後においても発電パターンを変更することがある。

(1) 発電所設備の故障、点検

(2) 河川及びダム流入量変動

(3) 災害等の発生又はそのおそれのある場合

(4) 河川管理者からの要請

(5) 一般送配電事業者の指示に基づく発電所又は送電線の停止

(6) 電力広域的運営推進機関による指示

(7) その他保安上必要がある場合

7 設備の定期点検、修繕等に伴う発電停止

福島県は対象発電所設備の保全及び維持のため、定期点検、修繕等（以下「定期点検等」という。）により発電停止又は出力制限を伴う作業（以下「停止作業等」という。）ができるものとし、売却期間における停止作業等の予定（以下「本予定」という。）については、別紙3に示すとおりとする。

ただし、本予定は現時点の計画であり、停止日数の延長や記載されていない作業停止が発生することを妨げるものではない。

定期点検等の実施にあたって、福島県は発電停止日時を原則として買受人に対し事前に通知することとする。

なお、設備の点検中に故障や不具合対策等による停止作業等の追加や期間の変更が発生する場合には、福島県は速やかにその内容を買受人へ通知する。

第2章 電力量料金

1 電力量料金の算定

買受人が福島県へ支払う毎月の電力量料金は、次に定める方法により算定した電力量料金の額に消費税等相当額を加えて得た額とする。

なお、消費税等相当額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(1) 電力量料金の算定

毎月の電力量料金の算定方法は、第1章4(3)で計量した電力量に電力量料金単価を乗じた金額からFIP制度に基づく供給促進交付金相当額及び系統連系受電サービス料金（消費税等相当額を除く。）を控除した額とし、1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(2) 電力量計の故障等

福島県は、電力量計に故障等が生じた際には、直ちに買受人にこれを通知するものとし、この故障等の時間内における電力量の算定は、その都度、福島県及び買受人との間で協議のうえ決定するものとする。

2 電力量料金の支払

福島県は、電力量料金を確定した月の翌月10日（以下「請求期日」という。）までに買受人に対し請求書をもって請求し、買受人は同月末日までに福島県に支払うものとする。

ただし、買受人が請求書を請求期日までに受領できなかったときは、請求書を受領した日から20日を経過した日を支払期日とする。

なお、請求期日及び支払期日が土曜日、日曜日及び国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までの日に当たるときは、前営業日を期日とする。

3 非化石価値の取扱い

(1) 非化石価値の帰属

対象発電所で発電する電力には、非化石価値等の付加価値（以下「非化石価値」という。）を含むものとする。

(2) 非化石認定に係る認定申請

非化石認定に係る認定申請については、発電事業者側で必要となる手続き及び費用の負担を壳渡人（福島県）が行うこととする。

(3) その他

非化石価値に関する法令の改正などにより必要が生じた場合は、福島県及び買受人は双方協議するものとする。

4 容量市場の取扱い

FIP電源は容量市場に参加することができないため、不参加である。ただし、制度の改正によりFIP電源が容量市場へ参加することが可能となった場合は、その取扱いについて別途協議する。

5 系統連系受電サービス料金の取扱い

系統連系受電サービス料金については福島県が負担するが、一般送配電事業者に対する系統連系受電サービス料金の支払いは買受人が行うこととし、その相当額については、買受人が福島県に支払う金額から控除するものとする。

第3章 その他

1 託送供給等の契約

買受人は、一般送配電事業者との託送供給等の契約が必要となる場合には、本契約の電力売却及び電力供給が遅滞なく行えるよう、速やかに買受人の負担で一般送配電事業者と必要な契約を締結し、契約書等の写しを提出しなければならない。

なお、一般送配電事業者と買受人との発電量調整供給契約に伴い、各発電所は本契約の範囲内において買受人が指定する発電バランシンググループに所属するが、電力広域的運営推進機関への発電計画等の提出や計画値同時同量に係るインバランス調整及び費用の負担は、買受人の責任において行うものとする。

買受人は、本契約の解除があった場合は、次に福島県と本契約を締結する者に対して、名義の変更等、託送供給契約書等における必要な事務を遅滞なく行うものとする。

2 記録

福島県及び買受人は、電力量など本契約の履行に関するデータの記録を行い、それぞれの要請によりその写しを送付するものとする。

なお、福島県が保有する電力量に係るデータは10分値データである。

また、買受人は福島県の依頼により、買受人が供給する実績データ等について可能な範囲で福島県に提出するものとする。

3 運用申合書の作成

福島県及び買受人は、電力の受給に関する運用を円滑に行うため、発電計画や停止計画、連絡体制などの必要事項を定めた申合書を双方協議のうえ作成、取り交わすこととする。

4 法令等の遵守

本契約の履行に当たっては、関連する諸法令や技術要件等を遵守する。

5 守秘義務

福島県及び買受人は、本入札及び本契約の履行上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。このことは、契約期間満了後又は本契約の解除後においても同様とする。

6 その他

本仕様書に定めのない事項について必要が生じた場合、又は、疑義が生じた場合は、福島県及び買受人との協議により定めるものとする。